

適正所有に対する研究 :心理学的考察

ユン・ドヨン

1. 序論
2. 所有に対する心理学的考察
3. 統一思想共生主義編 所有に対する心理学的解釈
4. 適正所有のための要件
5. 結論

1. 序論

富は人間の必要と欲求を満たす道具であり、豊饒と安楽を可能にする手段だ。しかし道具と手段として富の効用には限界がある。富を通じてたのしめる価値が確かにあるが、それが全てではない。富を通じて人間は、価値があるすべてのものを享有することはできないのである。にもかかわらず、人びとは、度を越すほど富に執着して頼る傾向がある。これは人間の心理上の問題である。¹そのような場合、富と所有者の関係は逆転されて富を道具として見ず、目的として崇拝するようになってしまう。そのため、人間の富の追求の根源を論じるとき、倫理的示唆点を排除するのは、不可能になり、富をたのしんで使用するために人間の規範的判断を動員するようになる。

富は自然的に発生せず、人為的に発生する。自然は豊かで充満するが、値段で測ることはできない。それだけ尊いのが大自然だ。そして人間は、富を得るために自然的制約と社会的制約、そして変化に絶えず反応しながら時間と努力を投入する。その努力の結果物として蓄積されたものが正に富だ。したがって富蓄積の活動は、自然で見ることでできない人間固有の活動だ。

富の蓄積活動において最も重要な資源は、外ならない経済活動の元となる所有物 (possession)だ。所有物の量と質によって経済活動の相当部分、相対的格差は発生して決まる。そのため人々は、誰でも自身が所有しているのを貴重だと思って排他的な心を持ってよく世話をして維持しようと行動をするようになる。このような所有物に対する人間の意識を主人意識 (ownership)²とする。この所有物に対する意識を所有意識、あるいは主人意識という。人間なら誰でも自身の所有物に対する内的な心の意識過程があり、外的行動があつて、排他的所有権利関係である法的権利 (所有権) もまたある。

富の極大化を追求する人間は、同時に所有極大化を追求するために経済主体間の富の衝突と倫理的介入が必然的に発生する。そしてこの過程は、一般的に受け入れられている経済学の大前提だ。しかし本論文では最近の研究を根拠として経済活動において所有過程 (process of own) に心理的な自浄的均衡作用があるということとその意義を論じようと思う。最近何人かの心理学者達は、個人が実際に所有権がないにもかかわらず、主人意識を通じて自身が所

¹ キリスト教学者たちは道具としての金の意義を言及しながら矛盾的な人間がとることの出来る解決策として神に対する十一条行為を強調する。

² 欧米圏ではownershipと同一な用語として使用されているが、東洋圏では主人意識あるいは所有意識として翻訳されている。本論文ではより広く受け入れられている主人意識という用語を採択する。

有している対象を保護して発展させようという動機をもつという意見を提起したのであり、多くの実証研究を通してこの主張は、裏づけされている。

一方、統一思想の共生主義によると人間の適正所有を可能にする適正所有意識は、共同所有と物心一如の共生主義経済体制をなす核心概念だ。³個々人が自身の所有欲求を調節できなければ所有欲を通じて相互間に闘争が発生するようになり、「心情と愛、感謝と調和が一緒に成す」理想的経済社会は経済主体達の未完成により水の泡となってしまうだろう。個人の適正所有が優先的に可能でこそ、共同所有意識も発現するはずで、また物心一如の経済体制が成立するようになる。ところが果たして人間は、自身の所有欲求を調節できるのだろうか？

最近の研究は人間の所有意識メカニズムがこれまで経済学者達が盲信した過程と違うという証拠を見せてきた。人間の内的所有意識は、外的所有行動と明確に区分される。さらに、人間が所有欲は、倫理的統制の対象ではなく、すでに所有意識自体に自浄的均衡 (self-equilibrium) の性質を持って所有の適切範囲を刺激することができるということだ。人間の意識は、自身の統制水準の一定の水準を越えると自覚すれば (perceived owning)、主人意識の水準も低くなって反対に統制が可能ならば主人意識の水準も高まる。言い換えれば、効果性等の法則によって人間の自身の所有程度を区別できるということだ。⁴このような研究結果は統一思想の適正所有を裏付ける間接的な証拠に見える。本論文では最近心理学者達の研究結果をメタ的に解釈して適正所有の可能性のために必要な論理的手掛かりを探そうとする。

したがって、本論文の研究目的は、次のようになる。

第一に、主人意識に対する最近の組織行動論者達の心理学的論議を考察する。二番目に、統一思想の共生主義で言及された所有概念に対して論ずる。三番目に、適正所有意識の可能性のための概念と論理、そしてその成立要件に対して論ずる。

2. 所有に対する心理学的考察

1990年代に入り、心理学的方法を採用する組織行動分野の学者達によって心理的主人意識 (psychological ownership) という用語を概念化しようという試みがあった。心理的主人意識とは組織や組織内物質的あるいは非物質的対象等、潜在所有対象に対して、たとえ法的所有権がないとしても自身が所有したように感じる心理状態を言う。組織内の色々な対象に対して自身のものという感じを持つ心理的状态を意味するが、このように人間がある外部の対象に対して主人意識を持つようになるのは、人間の本能によって起因するものであり、その対象が物質的であろうが非物質的であろうが、対象に対する法的所有権を持っていようが、そうでなかろうが、組織活動の環境の中で、人間のこのような本能を充足させてあげられる条件が成立すれば自然に発現する心理的状态を言うのである。⁵

人は、誰でも自身が所有しているものに対して、よりよく世話をして、維持しようと努力するという事は、一般的な常識だ。このように主人意識が、自分たちが所有している対象を保護して改善しようとする動機を提供してあげるとい見解が、組織行動を研究する学者

⁴ 統一思想研究院、統一思想要綱、ソウル：成和出版社、2001. 766-768。

⁴ 例をあげれば、効果性、正体性、責任感、所属感、領域感を越えて自身の統制範囲を超えるようになったと自覚するようになれば、所有意識は否定的に発揮される。

⁵ カク・ジョンウ他、「心理的主人意識：先行研究の検討、及び向後研究のための提言」、産業経営研究、第19号、2011、p. 128 から再引用

達に、心理的主人意識の肯定的の側面に対して自信感を持たせてきた。研究者達は人間がある特定の対象に対して所有の感覚を持つのは、人間本性 (human nature) の一部であり、このような所有の感覚は、物質的だろうが非物質的だろうが関係なく、様々な対象に対して誰でも発現するものであり、特定の対象に対して持つこのような所有の感覚は、人々の行動、感情、心理的結果 (psychological consequences) に重要な影響を及ぼすと主張した。ところが組織構成員達が心理的主人意識を発現したことに組織から反対給付で権利と責任 (presumed rights and responsibilities) を与えられない。そのためこのような意識と実際の現実とは、反対にそして独立的に存在するのである。⁶

心理的主人意識の根源と動機はだいたい次の五つに要約されている。

第一に、自己効果性 (self-efficacy) だ。自己効果性とは人間がある事を成功的に遂行できると信じることだ。人間は、自ら統制力や行為の原因として存在するとき自身が有効だという感じ (feeling of efficacy) と楽しみを感じて、またそれによって望む特定の結果を成就することで付加的な満足を持つようになる。人間が結果の原因になりたいという欲望が心理的主人意識の発現や所有権確保の行動を持たらすのである。

二番目に、自己正体性 (self-identity) だ。研究者達は、人間は自身が持っている物に自身を同一視が可能な一つの象徴として来たという点に注目した。具体的に見れば、組織、使命、目標のような無形的なもの、そして有形的な事物や有機体との相互作用を通して自身の正体性を定立して維持するということである。このような対象達に対する主人意識の感覚を通じて、個人は自身が唯一の存在であるということ認識し、周辺と環境を同一視して心理的安定感を探そうとするのである。

三番目に、所属感 (belonging) だ。人間は、対象に対する物理的占有を通じた環境連結の感覚で安定を探し、社会的連結を通して社会連結の感覚を持つようになる。⁷

四番目に、責任感 (accountability) だ。人間が所有対象に対する信頼、感情、そして行為を正当化することを要求する含蓄的で明白な期待感だ。つまり、他人に責任を問うたり自身が責任を負わなければならない期待感をいう。⁸そのため所有者と所有物に対する強力な連帯感 (solidarity) の感じを根幹とする。人間は、所有の対象が自身の延長として感じるようになる時、発生した仕事に対する責任とその対象との関係などに対して心理的負担を感じるようになる。この責任感とは、経済活動を含む多くの社会活動などで主人意識の発現において、より根源的心理状態であると多くの分野の学者達が注目して来た。⁹

⁶ このような意味で心理的主人意識は、非常に独特な心理状態だ。人間が持った所有権と心の状態の主人意識が互いに分離されとしても両者が相互排他的に存在できるという証拠だ。言い換えれば、実際にある対象を所有していないのに所有意識を感じることもあり、たとえ法的に所有していても全く主人意識を感じないかもしれない。大抵は所有権があれば主人意識が発現して所有権がなければ主人意識がないのが経済活動の人間として一般的定説である。しかし実際の法的所有権がない組織の中の人間という特殊な状況で「まるで組織のすべての対象物が自分のもののような感じ」の心理状態が発現することもある。

⁷ 代表的な物質に対する所属欲求は住宅の購買において探することができるが、住宅は、単純に購入する対象を越えて、場所を所有しようとする切実な心理的欲求の充足対象だ。

⁸ 特に、所有対象に対する管理責任意識と自己犠牲行為は心理的主人意識中、上位レベルの心理状態だ。

⁹ 文鮮明先生の様々なみ言葉を見れば、先生も主人意識と責任意識は、相当に連合的な概念と見なしたことが分かる。

五番目は、領域権(territoriality)だ。個人がある対象に対して心理的主人意識を強く持つほど、彼らが領域権行動(territorial behavior)を駆使する確率が高まる。ところが心理的主人意識は、行動的であるよりは心理的現象なので認知的側面の領域権(cognitive territoriality)をいう。一般的に対象に対してから領域の心理が高まるほど個人間の闘争が発生する可能性が大きいため、否定的な要因と見ることもできるが、領域意識を通じた組織に対する個人の寄与行動を考慮すれば、肯定的な側面がはるかに強いと見ることができる。

このように個人は、自身の正体性を表現して自身の有効性を確認して、自身だけの空間を確保する等の本能を通じて所有対象に対する所有の感覚を経験するようになる。組織内のある対象に対して所有の感覚を持つようになる心理的状态は、個人とその対象の間に関係を持つ過程を通じて発生するが、このような過程を通じて個人はその対象と心理的につながるようになり、その対象を自身の延長や部分として感じるようになる。¹⁰このような、いくつかの動機要因によって個人達は心理的主人意識を感じる条件が形成されるのである。

それでは十分な動機要因によって条件が形成されたあと、どんな心の過程を通じてこの感覚は行われるのか？ 学者達によると次の三つの経路を通じてこの所有の感覚は発展するという。

第一は所有対象に対する統制(controlling the target)だ。所有の感覚は、対象に対する統制感を強くしてくれる。反対に統制がうまくいくほど個人が経験する所有の感覚も強くなる。

二番目は所有対象に対する豊富な知識から来る親熟さ(coming to immediately know the target)だ。所有対象との連帯関係を通じて、より多くの情報と知識を蓄積するようになり、その関係はより緊密になる。

三番目は所有対象に対する自身の投資(Investing the self into the target)だ。所有の感覚は、所有対象に個人をよりさらに没入させる。所有の感覚を通じて自身の時間、エネルギー、精神力等をよりさらに投入して所有対象を維持し発展させようという意欲が発生するのである。これまで明らかになったところでは、このような三つ態度を通じて、所有意識は所有行動に現れるようになる。

しかし心理的主人意識に対する研究はまだ現在進行形であり、まだ私達の疑問を解消させるには十分でない。そのため、より多くの条件と環境の中で、実験を通じて関連した要因達の因果関係に対する、より体系的糾明が必要である。組織の指導層は、つねに構成員の主人意識を強調しているために、この現象は一時的でないという点でこのテーマの研究価値は無窮無尽である。

組織構成員(従業員)は、法的に組織の所有者(主人)ではない。それにもかかわらず、組織は構成員達に主人意識を持つことを絶えず要求しているし、その組織の努力を駆り立てるような方便を探している。なぜなら現代社会で、ある組織の競争力は、物質ではなく、保有する人的資源から出てくると知られているためだ。組織構成員の盲目的な忠誠よりは自発的な没入を通じて、組織は成長発展が可能になる。現代組織社会で構成員は、組織の一部分に過ぎず、多くの場合、実際の影響力がある所有権がないにもかかわらず、恣意的だったり他意的に主人意識の水準を高めなければならない矛盾的現実が存在するのである。このような矛盾的組織状況は、心理学者達に組織構成員の主人意識の独特な心理現象を発見することができる機会を提供した。人間の所有意識が実際に所有行動や所有権限とは別個で存在し、また

¹⁰ Pierce et al. 2001

根源的に作動しているという結論に到達した。¹¹所有対象に直面して活性化される個人の意識は、実際の所有物に対する行動とは独立的だ。今後所有意識に関与して基底とする連関変数らを、より体系的に追跡することとして、「所有物に対する人間の活動」に対する、より深い理解に到達するものと信じる。

他の観点から見れば、心理的主人意識は、社会的主人意識(social ownership)に対する一つの仮説を投げかける。組織の領域を越えて社会の領域で、人間の所有行動に対する示唆点があるのだ。社会の中の人間は、組織の中の人間より相対的に緩い関係にある。社会は多様な目的と指向性のメルティングポット(melting pot)のような特性を持つ。¹²そのため低い共通目標と緩い相互作用をする社会の中の個人々人は、高い水準の主人意識の発現を期待するのは簡単ではないだろう。けれども、もし小規模の共同体や組織体のように公共性、文化、凝集力などが高まるのならば、いくらでも主人意識水準も高まるだろうとの仮説を類推できる。もちろん、社会ははるかに複雑な相互作用をするために、この部分に対するより多くの理論的そして実証的根拠が必要だ。

この研究に対するまた異なる示唆点は、私達が個人の経済活動において、心理的規制をどれほど看過していたのかに対する省察だ。所有物を一つの資源として活用(use)することにとらず重要な点は、人間が所有物と交感(communion)をする心理的規制が存在するという点だ。所有物に対し心理的に所有するという感覚が所有物に行動的に対すること(所有行動)とは区別される独立的な領域ということだ。¹³この問題は多くの我々に多くの話題を投げかけている。

主人意識は所有権(ownership right)と区別されて、独立的に存在する人間の規制だ。この命題が意味するところは、個人が実際に所有するかどうかとは関係なく、所有意識を活性化してその対象を活用した経済活動に、意識的で積極的に参与することが可能だという意味だ。このような所有の感覚は、まるで自分が特定の対象を所有しているという錯覚の感覚(feeling of illusion)だ。ところが組織や社会など個人が属した共同体の立場から見れば、この錯覚は非常に肯定的であり望ましい錯覚である。この錯覚は、個人の発展と組織の発展を重畳させることができる純機能を持つようにする。組織の中の個人々がすべて、自身の意識の中で「私が扱うこの物達は私のものだ」という感覚は、実像相当に肯定的な効果を組織に抱かせることができる集団的錯覚(collective feeling of illusion)である。

この現象は、皮肉なことに統一思想共生主義で言う「共同所有」の可能性に対する手掛かりとなる。現代社会の中で生きていく個人主義的な人間がどのように共同所有の感情を持つようにすべきか？すでに紹介した研究を通じて私達が暫定的に下すことのできる答えは、心理的主人意識が発現できる共同体環境——自分のものでなくても、まるで私のものと考えて生きていくほうが個人で見るとき助けになる——内では共同所有という集団的感情が可能で有り得るということだ。もし人間が所有権かどうかと関係なく所有意識を発揮して、肯定的な所有行動を見せるのなら、人間は共産主義も資本主義主唱者たちが言うように、そのように利己的で個人主義的でない存在として位置づけできる。またそのような理想郷への社会的進歩も可能になる。

¹¹ 経済学における所有活動に対する論議は、だいたい所有権の権限関係と方法に対する論議だ。法的な権限関係の所有権に対する論争は、結局ゼロサムを意味するだけだ。しかし心理的主人意識に対する論議は法的所有権限を論外にしても十分に生産的の組織社会に到達できるという希望を持つようにする。

¹² 組織は一般的に、共同の目標をもった2人以上の相互作用をする集合体と定義される。社会は組織よりすべての面で共同体性が低い。

¹³ 所有意識と所有権行動の区分に対する実験がいくらでも可能だ。

研究によると、心理的主人意識は、統制意識、責任感、親熟性、投入程度などの要因達と連合しているという。心理的主人意識を駆り立てるために必要な要因は所有権行動と連合している効果性、手段性、経済的な価値などの要因達とはたしかに区別される。もちろん、完全に重ならないとは言えないが、より心理的で人間的であり、情緒的な変数であることは明確だ。

3. 統一思想の共生主義の所有に対する心理学的解釈

統一思想では資本主義と共産主義所有概念に、愛の要素、すなわち心理的要素が欠けていると批判する。

ところが両側はすべて「愛」という要件は、全然排除しています。すなわち、私的所有だろうが、社会的所有だろうが、その所有は心理的要素が排除された単純な物質的所有に過ぎないということが特徴の一つと見ることができます。¹⁴

この表現は、心理学者たちの研究結果と一致する。心理的主人意識の概念は、人間の所有行為において心理的現象の存在、及びその有意味性を喚起している。また心理的主人意識の要件には交感、親密感、親熟性などの要因が先行されるが、この点も統一思想で言う愛の要件とある程度一脈相通する意味だ。

どんなに鷲のような猛禽と言っても青空の一部を独占しないし、どんなに虎のような猛獣と言っても地の一部を独占しないし、どんなに凶暴なサメと言っても海の一部を独占しない。¹⁵

上の表現を通じて統一思想で言う理想的所有を把握しようとするならば、統一思想は一度与えられれば所有者(主人)があきらめるときまで、永遠に維持される所有を言うのではないようだ。動物の生を描写しながら伝達しようとする所有権の特性は、相当に制限的な意味の所有を言う。むしろ所有の時間的制約を持った所有権を言い、また差別的で不公正な独占的所有を言うのではない、一定の空間的制約を持った所有権をいう。これは所有権と言うより経済学用語で占有権(possessory right)に近い。個人の所有は制約されて共同の所有として所有を仮定しているために、このような条件は心理的主人意識が発現する現代組織が直面した環境と類似する。¹⁶言いかえれば、適正所有意識は、無限所有を保証される条件で発現する心理現象ではなく、所有の空間的制約要件を持つとき発現し、また有意味な現象だ。実際、経済的現実世界でも人間は、視空間的に自然万物の一部、すなわち部分としての制約的行動と制約に対する意識を持ってこそ所有問題の解決が可能になると見る。

個人所有はどの程度までが許されるかということです。それは自分の身の程に合う

¹⁴ 統一思想要綱。pp. 761-762。

¹⁵ 統一思想要綱。p. 762。

¹⁶ 大学教授において研究室と与えられた事務??は勤務期間だけに与えられた一時的なもの(時間的占有)で、大学教授はわずかに研究室という空間(空間的占有)だけが個人的に与えられるだけだ。大学は、構成員達の共同所有であり、構成員達は各自占有している。

程度ならばいいです。すなわち、適正所有ならよいのです。そしてその身の程に合う程度、適正の量と質の程度は自らの良心に任せればよいです。本然の人間においては良心がすなわち本心なので、墮落した人間とは違って、自分が必要とする所有物の分量や種類(質)に対して自分の良心がすぐ気が付くようになります。良心が澄んだ状態にあるためです。人間は、心にある欲望の程度や感謝の程度、または満足の程度(心理上の分量)を物質量で表示したりします。例えば他人にお世話になったとき、心に感じられる感謝の程度(感謝量)を贈り物の種類と分量で、または一定の金額でしばしば表示します。¹⁷

上の言及された文章を見れば、適正所有に対する人間の覚醒は自発的で内的に発生し、同時に均衡に対する基準もやはり自発的に発生することを記述した。心理的主人意識に対する今までの学者達の研究を見れば、主人意識が発現する要件が所有物に対する個人の過去の経験によって、自発的で自動的に判断され、主人意識の水準が決定されることを知ることができる。言い換えれば、ある外的比較の判断基準による意図的な心理規制ではなく、非常に自然で無意識な心理規制によって判断されるのである。¹⁸そのため統一思想に言及された事物に対する「心理的分量」は、一種の瞬間的感じとして心理的規制であることを言うことで研究と一致する。

自分の個人所有も自分の身の程に合うと感じられる心理上の分量や種別を物質量や物質の種類によって表示することができます。自分の心理量を物質量で表示するのは、自分以外の他の誰もできないことです。この時に身の程に合う心理量(心理上の多寡の程度)の決定は、まるで食べ物を食べる時、あまりに少なく食べたら体力が弱くなり、あまりに過食すればもたれやすいということを心がよく知って、その適正の量と質を取るように、良心さえ清ければ神様がその良心を通じて教えてくださるために、身の程に合う心理量の決定は、簡単になされることができるのです。

心理規制は自身自身の問題です。心理的主人意識は、前章で説明した要因が複合的に作用して決定される。そのため、その主人意識の大きさと方向は、個人が意識的にどうすることもできない、自動的に受け入れられる感じ(feeling)だ。反面、所有権限は意図的な行為だ。

どんなに良心によって各自の身の程に合う個人所有の適正な量と質が決まるとしても、万人においてその量と質が決して同一でないという事実です。

心理学で個人差は一般的に受け入れられる要因だ。人がすべて同一でないために、つねに個人差が存在するようになる。また個人の経験と投入するかどうか、自尊心、正体感など多くの要因において個人差による増減が有り得るために、主人意識にも個人差が発生するようになるのである。

総合するのなら、統一思想で言及された人間の適正所有意識は、研究された心理的主人意

¹⁷ 統一思想 p. 767。

¹⁸ 大部分の心理忌祭がそうであるように、心理的主人意識の発現も意識的(conscious)であったり意図的(intentional)ではない。この上なく自動的(automatic)であり、無意識的(unconscious)な現象だ。

識の概念と類似した心理規制として十分に実在可能な心理現象という点だ。¹⁹

4. 適正所有のための要件

それではどうして人間は、歴史的に適正所有の心理状態を集団的に維持できなかったのか？ それは所有物を活用の対象(経済的価値)としてだけ見て、意識的交感の対象と見れず、また所有物に対する交感を共同体の中で集団的に共有できなかったからであろう。²⁰ 責任感、愛着心、統制感、投入感、自己正体性、自己有効性などの本性を通じて、人間が所有物と交感を分けた条件下で高い水準の主人意識が発現するようになる。そのような条件は、簡単に作られない。またその意識が先行されて行動で実行されたときより、生産的な成果物が誕生できるという命題を実際の共同体の中で現実化できなかったためであろう。言い換えれば、所有物を経済的価値、手段的価値など活用価値としてだけ把握するのは、所有物を量的にだけ扱う人間の姿である。しかし活用的価値基準を越えて質的に、そして長期的な関係性の中で所有物を扱う人間像に対するより多くの研究が必要だ。量的所有と経済的活用価値だけに執着する所有行為は人間の所有メカニズムをむしろ不安定にした。権限や法的な枠を設定するのは、後行的でこそ望ましく見える。所有物に対する親密感、親熟性、投入程度、責任感、統制感などが経済主体の意識の中で先に先行されなければならない。

そうするとどの程度の心理的主人意識が復讐の経済主体間の関係の中で均衡をなすことができるのだろうか？ 個人間の所有権に対する葛藤があるように、主人意識にも葛藤はありえる。そのため共同体の中で個人的主人意識が調和するようになるには、自身の所有の感覚を共同体の中で自発的に調節して、均衡化しようという心理的規制が必要だ。²¹ ところが意識を適切に調節するのは、そんなに難しい課題ではない。²² この問いは、統一思想の共生主義において言う人間の適正所有意識に対する問題と同様の話題だ。適正所有意識が共同体の中で——あるいは共同体と関係なく——個人の意識世界に存在しようとするなら、意識世界で自発的均衡(voluntarily equilibrium)が可能でなければならず、同時に効果性の法則によって意識の調節が可能だという仮説が証明されなければならない。²³

これに対する間接的な答えは、次のようである。幸いにも心理的主人意識を成就する過程は、そんなに簡単ではない。所有権は、法的文書にサインをすることで短時間に獲得出来るけれども、心理的主人意識の水準を高めるためには個人に相当の時間と努力が必要だ。²⁴ ある所有対象に一個人が相当の努力と投入をした場合、より高い主人意識水準を維持することが

¹⁹ もちろん多くの実証研究を通じて、より具体的に証明されなければならないことも周知の事実である。

²⁰ 意識は、行動に先行する。

²¹ 個人間の心理的葛藤と現実的葛藤の差に対する論議は、いまだ学問的に進展したところがない。

²² もちろん意識の中で個々人の葛藤が存在できる。しかしその葛藤解決過程がより容易だ。現実における所有権利関係に対する葛藤は、葛藤行為とともに簡単に法的葛藤へ進展する。しかし意識の中における所有権利関係は解決方針がそれほど不可能ではなく、葛藤の解決方法が相対的に容易だ。

²³ 個人間の心理的連結、または無意識的連結に対する心理学の理論たちは存在する。例えば場理論(field theory)などである。しかしまだ多くの部分が疑問として残されている。

²⁴ 責任感、親熟性、愛着心、投入感などは一気に獲得出来ない。経済活動者に所有対象に対する時間と没入を要する。

できる。そのため個人間の高い主人意識を勝ち取るための過程は、合理的競争 (rational competition) の過程となる。²⁵それゆえに主人意識水準は、人間社会の公正性の指標としての役割をすることができる。

さらに、心理的主人意識の世界²⁶で自発的均衡が発生すれば、実際の世界で所有権限を調節しようという行動までも可能になる。この問題は構成員の知覚された公正性の問題で、意識世界における知覚された公正性と現実世界の知覚された公正性が衝突する場合、どの公正性を優先するべきかの問題だ。ところが最近の研究は両者が両立できない場合、組織の凝集性、没入、文化、成果など全般にかけて有害なものであるという研究結果が持続的に発表されている。人間は、意識世界における個人の満足感と知覚された公正性を現実の中でも維持しようとする。また、現代社会は組織に関する情報が過去よりも透明性に対する要求が高まった開かれた社会だ。共同体(社会や組織)はこのような個人達が組織社会は公正性を知覚して維持しようという個人間の心理的均衡状態(組織公正性)を完全に無視できない。もし意識世界で均衡をなした公正な均衡状態は現実世界における非公正性を認識したり、是正しようという努力をするために非公正性が持続するようになれば、その共同体は大きな問題にならずにはいられない。²⁷

このすべての復讐の心理規制は、心理的主人意識が発現する状況で作用が可能だ。すべての推論の出発点は、共同体の中の個々人が「所有しているという錯覚の感覚」を持つように意図的に作られた社会的風土から出発する。この独特の社会環境の造成は、心理的主人意識発現の先行条件だ。²⁸

反面、個々人の所有権が外現的に衝突する資本主義市場経済体制では、所有権関係が経済活動の出発点であり大前提として作動している。²⁹言い換えれば、外的所有権限の質と範囲に依存して発揮されなければならない内的主人意識の範囲が決められるために、関連要因である責任感、親密感、統制感、親熟性、投入程度、自己効果性、自己正体性、所属感などの心理作用たちは経済活動の全般において抑圧され、論外となってしまう。そのため資本主義の市場経済の中における個人は、このような感情達を抑圧して生きていくほかないのである。打算的で、短期的な価値基準で所有物を見る環境が作られるのだ。所有者と所有物の交感は無視されて、そのような時間的余裕と認定がないために、経済活動は非常に冷静になる。

²⁵ 主人意識が高い人は、その主人意識水準を高くするまでの努力に対して、周辺の人から共感を獲得できる。そして所有権を獲得したとき所有権に対する心理的認定 (psychological acknowledgement) を受けやすい。しかし主人意識の水準が低い人が所有権者の場合は、そのような共感を得にくく、非難や軽視などの非公正性を知覚する状況になる。

²⁶ 所有権がないが、主人意識は存在する状態

²⁷ 公正性理論によると、組織構成員は無意識的につねに公正性を知覚しており、不公正な状況が発見されたとき、その状況を公正に均衡をなそうという努力をするようになる。この心理現象は組織社会において非常に重大な問題として、組織は維持発展のためにこの問題につねに注目しなければならない。

²⁸ たとえ個人が「自分のもの」という法的文書をもっていなくても、まるで「自分のもの」とみなすことができる過去の蓄積された経験と現在の効果性、正体性、そして未来の安定性に対する期待を持つ共同体環境をいう。

²⁹ 経済主体に所有権とは事実上全部だ。

5. 結論

欲は無限だが、人生は有限だ。どのように個人の欲を捨て、共同体の意識の中に自身の所有意識を自発的に調節することができるのか？ 本論文では次の概念化と研究仮説の設定を通じて、この問題に対する他の代案提示が可能だと提案した。

第一に、所有意識と所有権行動との区分だ。所有物を所有しなくても主人意識を発現する状況と、所有物があるにもかかわらず主人意識の発現がうまくいかない状況に対する比較を通じて人間の所有意識により我々の通念に警鐘を鳴らすことができる。この研究に対する部分的で間接的な支持は、心理的主人意識の研究結果で探すことができた。

二番目に、統一思想で言う適正所有の概念が心理的主人意識の概念と類似するということだ。そのため心理的主人意識が作られる環境と心理的主人意識が持った肯定的効果に対する論議は統一思想の共生主義経済論で描く理想郷に必要な一つの証拠とすることができる。見る。

論議を総合してみると、経済学の根本難題である全ての人の満足 (satisfaction for all) と制限された資源問題 (restricted resource) は、適正所有意識の心理的メカニズムをより体系的に糾明するとき可能になると予測することができるだろう。

本論文の研究限界は次のようだ。

第一に、心理的主人意識に対する研究は組織環境と組織構成員に対する研究なので、社会の中の個人に一般化することに間違いがある。この部分に対する綿密な差異点を検討しなければならない。

二番目に、経済的利益が先鋭に闘争する状況の中で、個々人の心理的主人意識がどのように発現するかに対する、より精密な研究設計が必要だ。この研究はこれまで研究よりもっと直接的に統一思想の共同所有と適正所有の証拠となるだろうと考える。

参考文献

- クァク・チョンウ & キム・ビョンジョ。「心理的主人意識:先行研究検討及び研究のための提言」、『産業経営研究』。19, 2011。
- イ・スンミン。「心理的主人意識に影響を及ぼす個人差に対する研究。」成均館大大学院。修士学位論文。2011。
- Tuul, I., 「雇用安定と心理的主人意識が??意図及び革新行動に及ぼす影響に対する研究:韓国とモンゴルの比較分析。」クムオ工科大学大学院。修士学位論文。2014。
- 統一思想研究員。『統一思想要綱』。ソウル:成和出版社。2001。
- イ・サンウォン。「清富論と清貧論を越えて」、『経済問題とキリスト教倫理』。ソウル:エヨンコミュニケーション。2003。
- Avey, J. B., Avolio, B., Crossley, C., & Luthans, F. Psychological ownership: theoretical extensions, measurement, and relation to work outcomes. *Journal of Organizational Behavior*, 30, 2009.
- Beggan, J. K. & Brown, E. M. Association as a psychological justification for ownership. *Journal of Psychology*, 128, 1994.
- Brown, G., Lawrence, T. B., & Robinson, S. L. Territoriality in organizations. *Academy of Management Review*, 30, 2005.

- Lerner, J. S., & Tetlock, P. E. Accounting for the effects of accountability. *Psychological Bulletin*, 125, 1999.
- O'driscoll, M. P., Pierce, J. L., & Coghlan, A-M. The psychology of ownership: work environment structure, organizational commitment, and citizenship behavior. *Group & Organization Management*, 31, 2006.
- Parker, S. K., Wall, T. D., & Jackson, P. R. That's not my job: Developing flexible employee work orientations. *Academy of Management Journal*, 40, 1997.
- Pierce, J. L., Kostava, T., & Dirks, K. T. Toward a theory of psychological ownership in organizations. *Academy of Management Review*, 26, 2001.
- Pierce, J. L., Kostova, T., & Dirks, K. T. The state of psychological ownership: Integrating and extending a century of research. *Review of General Psychology*, 7, 2003.
- Rudmin, F. W., & Berry, J. W. Semantics of ownership: A free-recall study of property. *The Psychological Record*, 37, 1987.
- Van Dyne, L., & Pierce, J. L. Psychological ownership and feelings of possession: Three field studies predicting employee attitudes and organizational citizenship behaviors. *Journal of Organizational Behavior*, 25, 2004.
- VandeWalle, D., Van Dyne, L., & Kostova, T. Psychological ownership: An empirical examination of its consequences. *Group & Organization Management*, 20, 1995.